

第 3 部

那珂川市子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域
- 2 幼児教育・保育の無償化
- 3 教育・保育の提供体制の確保
- 4 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 5 計画の推進体制

第 3 部 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

●教育・保育提供区域とは

教育・保育施設等の確保に向けた需給調整（「量の見込み」と「確保方策」の調整）の単位を示すものであり、ニーズ調査の結果や教育・保育の提供の実態等から「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」や「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

●教育・保育提供区域の設定

①那珂川市内の生活圏が狭いこと、②市全体で事業量の需給調整がしやすいため、利用者のニーズに柔軟に対応できること、③現在の施設の位置について、若干の偏りはあるが、保護者の通勤経路、生活圏等を考慮すれば適当であることから、前期計画から引き続き、「市全域」を教育・保育提供区域とします。

2 幼児教育・保育の無償化

(1) 幼児教育・保育の無償化の概要

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園等の費用の無償化が開始されました。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし（例：専業主婦(夫)世帯）	あり（例：共働き世帯等）
幼稚園 認定こども園（教育認定）	無償 （預かり保育は対象外）	無償 （預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償）
幼稚園 （就園奨励費補助金の対象施設）	月額 25,700 円を上限に無償 （預かり保育は対象外）	月額 25,700 円を上限に無償 （預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償）
認可保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	（無償化の対象外）	月額 37,000 円 ^{※3} を上限に無償（他の認可外保育施設等との併用が可能）

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象施設となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象施設となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額（11,300円又は37,000円）は3歳児から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳児までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、保育の必要性について認定後、市から利用者に対し、施設等利用費の支給を行います（償還払いまたは、法定代理受領）。

これら施設等利用給付の公正かつ適正な支給を確保していくためには、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、福岡県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要です。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設に給付する法定代理受領（年4回）や、保護者が市に直接請求する償還払い（毎月）を行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

3 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、那珂川市に居住する子どもの幼稚園や保育所等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

① 支給認定区分の設定

支給認定区分は、以下のように設定します。

支給認定	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所
3号認定	0～2歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育事業

② 量の見込みと確保方策

■ 2020（R2）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		829人	720人	667人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	665人	660人	510人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業※2			38人
	② 確保方策の合計	1,107人	703人	593人
②-①=		278人	▲17人	▲74人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

■2021 (R3) 年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		818人	726人	673人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	532人	665人	515人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
	②確保方策の合計	974人	708人	598人
②-①=		156人	▲18人	▲75人

■2022 (R4) 年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		798人 628人	743人 774人	679人 660人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人 410人	719人 775人	611人 541人
	確認を受けない幼稚園	442人 394人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人 14人	45人 82人
	地域型保育事業			38人
	②確保方策の合計	868人 804人	762人 789人	694人 661人
②-①=		70人 176人	19人 15人	15人 1人

■2023 (R5) 年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		789人 582人	749人 780人	684人 661人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人 410人	719人 775人	611人 541人
	確認を受けない幼稚園	442人 394人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人 14人	45人 82人
	地域型保育事業			38人
	②確保方策の合計	868人 804人	762人 789人	694人 661人
②-①=		79人 222人	13人 9人	10人 0人

■2024（R6）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		779人 539人	760人 786人	692人 659人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人 410人	719人 775人	611人 541人
	確認を受けない幼稚園	442人 394人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人 14人	45人 82人
	地域型保育事業			38人
②確保方策の合計		868人 804人	762人 789人	694人 661人
②-①=		89人 265人	2人 3人	2人 2人

③確保内容について

■1号認定の確保内容

1号認定の確保については、既存の幼稚園で受け入れを行っていきます。また、量の見込みに対して、提供量が大きく上回っている状況であるため、実態の教育・保育ニーズに対応するため、令和4年度に一時預かりの無い市立幼稚園3園のうち2園を私立の幼保連携型認定こども園へ移行することで、教育・保育の提供量を適正化していきま

すました。
今後も動向を注視し、教育・保育の提供量を適正化していきます。

■2号認定（保育希望）及び3号認定の確保内容

令和3年度に、那珂川市立中央保育所の建て替えに伴い定員を190人から200人に増員して新園舎での開園を予定していましたが、また、令和4年度に、私立の認定こども園として岩戸北幼稚園福岡ピノキオこども園（保育部分利用定員111人、幼稚園部分利用定員105人）と南畑幼稚園南畑ピノキオ森のこども園（保育部分利用定員39人45人、幼稚園部分利用定員21人15人）が開園予定で

すしています。
よって、令和4年度以降は2号認定（保育希望）及び3号認定について定員の確保ができる見通しですが、今後発生する不足については、既存の認可保育所の利用定員以上に受け入れを行う、利用定員の弾力化を用いて待機児童解消を行います。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

このため、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、これらの関係者間の連携強化に努めます。

(3) 教育・保育の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

このために、質の向上に対する取組の一環として、県等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、那珂川市に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

時間外保育事業（延長保育）

■事業概要

保護者の就労状況により、認可保育所等で通常の保育時間外において、延長保育を行う事業。現在は、認可保育所にて1時間の延長保育を実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	150	150	150	150	150
②確保数	150	150	150	150	150
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人)

■確保方策について

現在行っている時間外保育を継続する形で、時間外保育事業を実施していきます。

放課後児童健全育成事業(学童保育所)

■事業概要

保護者の就労や疾病等を理由に、放課後に家庭で保育できない状況にある市内小学校に通う児童に対して、専用施設や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■対象児童

1～6年生

■量の見込みと確保数

学年	区分	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
1年生	①量の見込み	217	222	227	232	237
	②確保数	217	222	227	232	237
	②－①＝	0	0	0	0	0
2年生	①量の見込み	173	177	181	185	189
	②確保数	173	177	181	185	189
	②－①＝	0	0	0	0	0
3年生	①量の見込み	114	116	119	122	124
	②確保数	114	116	119	122	124
	②－①＝	0	0	0	0	0
4年生	①量の見込み	42	43	44	45	46
	②確保数	42	43	44	45	46
	②－①＝	0	0	0	0	0
5年生	①量の見込み	9	9	9	9	9
	②確保数	9	9	9	9	9
	②－①＝	0	0	0	0	0
6年生	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保数	2	2	2	2	2
	②－①＝	0	0	0	0	0
全 体	①量の見込み	557	569	582	595	607
	②確保数	557	569	582	595	607
	②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人)

■確保方策について

平成 28 年度及び平成 29 年度に市立学童保育所の増改築を行っており、確保数については充足しています。今後は質の向上も含め利用者ニーズを満たすように努めていきます。

放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び放課後子供教室の一体的な実施

■事業概要

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）です。

■対象児童

1～6年生

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
①量の見込み	3	3	7 3	7 3
②確保数	3	3	7 3	7 3
②-①=	0	0	0	0

(単位：人校)

■確保方策について

平成30年度より、市内小学校7校のうち3校（一体型）で実施しています。

令和3年度まで3校で実施しますが、令和4年度以降は全校（一体型）で実施する計画としています。

新・放課後子ども総合プランでは、達成されるべき目標事業量を令和5年度に設定するため、最終年度を令和5年度とします。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業概要

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養育施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等(トワイライト)事業】

保護者が仕事その他の事由により平日の夜間または休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養育支援等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保数	5	5	5	5	5
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

近隣に受け入れ可能な児童養育施設等がないことから、当分の間は、児童相談所やファミリー・サポート・センター等の利用を推進しながら検討していきます。

地域子育て支援拠点事業

■事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。現在、ふれあいこども館と、なかがわ保育園及び南畑ピノキオ森のこども園にて実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
①量の見込み	29,546	29,008	28,407 6,618	27,901 6,618	27,521 6,618
②確保数	29,546	29,008	28,407	27,901	27,521
③確保数（施設数）	2	2	3	3	3
②－①＝	0	0	0 21,789	0 21,283	0 20,903

(単位：人日)

■確保方策について

平成 26 年 4 月になかがわ保育園にて地域子育て支援拠点事業を開始し、平成 26 年 7 月にはふれあいこども館の整備により事業を拡充してまいりました。また、平成 28 年 8 月にはから、ふれあいこども館の出張所としてみなみはた広場（南畑幼稚園内）を行ってまいりました。

また、ふれあいこども館の出張所として行っていたみなみはた広場を令和 3 年度末で終了し、令和 4 年度以降は新たに私立の幼保連携型認定こども園南畑幼稚園から南畑ピノキオ森のこども園で地域子育て支援拠点事業を実施し、開始したことに伴い、ふれあいこども館の出張所として行っていたみなみはた広場を令和 3 年度末で終了しました。

今後も引き続き、状況に応じた地域子育て支援拠点事業の推進に努めます。

一時預かり事業①【幼稚園】

■事業概要

幼稚園に在籍している児童を対象として、通常の就園時間を超えて実施する一時預かり事業。現在は、私立幼稚園2カ所が預かり保育を実施しています。

■対象年齢

3～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
①量の見込み	7,319	7,312	7,259 7,617	7,260 7,617	7,194 7,617
②確保数	7,319	7,312	7,259 7,617	7,260 7,617	7,194 7,617
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

令和4年度に認定こども園が2カ所設置され、実施施設が拡充されています。今後も現在行っている一時預かり保育を継続する形で事業を実施していきます。

一時預かり事業②【保育所、ファミリー・サポート・センター】

■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。現在、私立認可保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
①量の見込み	1,200	1,200	1,200 393	1,200 393	1,200 393
②確保数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②-①=	0	0	0 807	0 807	0 807

(単位：人日)

■確保方策について

認可保育所やファミリー・サポート・センター事業での一時預かり事業の推進を図ります。ファミリー・サポート・センター事業については、会員数の増加を図り受け皿の拡大に努めます。

病児・病後児保育事業

■事業概要

急な発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行う事業です。

■対象児童

0～12歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
①量の見込み	427	418	410 260	401 260	394 260
②確保数	427	418	410	401	394
②-①=	0	0	0 150	0 141	0 134

(単位：人日)

■確保方策について

医療機関への民間委託による病児・病後児施設やファミリー・サポート・センター事業による病児の預かりを推進し、拡充に向けて取り組むことでニーズの確保に努めます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業概要

就学児童の預かりや送迎等の援助を必要とするおねがい会員及びそのおねがい会員を援助するおたすけ会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。現在、業務委託にてファミリー・サポート・センターを実施しています。

■対象児童

就学児童（1～6年生）

■量の見込みと確保数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
①量の見込み	111	109	108 59	105 59	103 59
②確保数	111	109	108	105	103
②-①=	0	0	0 49	0 46	0 44

(単位：人日)

■確保方策について

援助が必要なおねがい会員の希望日程や内容など、利用者のニーズが満たされるサービスが提供できるように、援助するおたすけ会員の確保が十分に必要であることから、広報による制度や会員募集の周知など推進を図り、会員の増加を図ります。

利用者支援事業

■事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、ふれあい子ども館において、利用者支援事業の「基本型」として、子育て家庭等からの日常的な相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供を行っています。

同時に、「母子保健型」として、妊婦期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

■対象児童

0歳～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
<基本型>					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保数	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0
<母子保健型>					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保数	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：カ所)

■確保方策について

ふれあい子ども館にて、子育て支援に関する情報を集約し、多様化する個別ニーズを把握し、情報提供及び必要に応じた相談・助言が行えるよう対応していきます。

乳児家庭全戸訪問事業

■事業概要

子育て世帯の孤立を防止するため、生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や発育状況、育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言等により育児不安の軽減を図る事業。また、産婦の健康管理及び必要な指導を実施します。

■対象年齢

0歳児

■量の見込みと確保方策

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
量の見込み	452	442	433 393	426 395	421 392
確保方策	【実施体制】助産師 1 名、保健師 3 名 【実施機関】健康課				

(単位：人)

養育支援訪問事業

■事業概要

乳児全戸訪問事業等により、継続して養育支援が必要な家庭に家庭児童相談員や保健師等が訪問し、養育が適切に行われるよう助言、指導その他必要な支援を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

■対象児童

0歳

■量の見込みと確保方策

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
量の見込み	44	43	42 74	42 72	41 79
確保方策	【実施体制】助産師 1 名、保健師 2 名、家庭児童相談員 1 名 【実施機関】健康課、こども応援課				

(単位：人)

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、児童虐待（身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否（ネグレクト））の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

本市では、児童虐待対応のための専門相談員を配置し、児童相談所や警察等関係機関と要保護児童等に関する情報共有を行っています。加えて、ネットワーク構成機関との定期的な情報共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応につなげています。

今後も、地域ネットワークを強化することにより、児童虐待への対応など要保護児童への対応の強化を図ります。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

妊婦健康診査

■事業概要

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診（基本健診・血液検査・尿検査・超音波検査など）を行う。医療機関及び助産所において、妊婦健康診断票を使用し、定期健診を受けて、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋がっていきます。

■対象者

妊婦

■量の見込みと確保方策

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
量の見込み	5,318	5,229	5,152 4,817	5,085 4,795	5,001 4,749
確保方策	【実施体制】 福岡県・佐賀県・大分県の医師会及び福岡県助産師と契約 【実施機関】 健康課				

(単位：人回)

実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業概要

低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等が実費徴収する日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて費用の一部を補助する事業です。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

多様な主体が参画することを促進するための事業

■事業概要

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の幼児教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

5 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め関係各課が密接な連携を図るとともに、県との間においても、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ（学童保育所）を利用できるよう、相互の連携に努めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「~~那珂川市子育て支援推進協議会~~子どもにやさしいまちづくり推進会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、那珂川市次世代育成支援地域行動計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価に当たっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。